

日 薬 業 発 第 104 号

平 成 26 年 7 月 9 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 山 本 信 夫

**「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の  
整備等に関する法律」の一部の施行等について**

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、6月25日に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、一部が公布の日からの施行となります。

本法の趣旨は急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するとなっております。

公布の日より施行となる主な事項は、

- ① 題名を「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」から「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改める。
- ② 厚生労働大臣が定める「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」に基づき、都道府県及び市町村は医療計画及び介護保険計画との整合性を図った「都道府県計画」若しくは「市町村計画」を作成することができるものとする。
- ③ 都道府県が都道府県事業に関する経費を支弁するため基金を設ける場合、国は、その財源に充てるために必要な資金の3分の2を負担するものとする。

などとなっております、併せて関係政省令の整備も図られます。

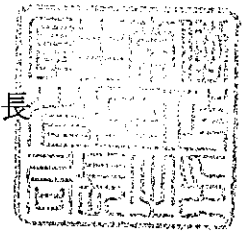
都道府県薬剤師会におかれましては、法改正の趣旨をご理解いただきまして、都道府県計画（市町村計画）への積極的なご参画をお願い申し上げます。

26. 11  
08

医政発0625第21号  
平成26年6月25日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための  
関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行等について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容につ  
いて御了知いただきますようお願いいたします。

医政発0625第1号  
社援発0625第1号  
老 発0625第1号  
平成26年6月25日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省老健局長  
(公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)については、本日公布されたところです。

このうち、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)の一部改正等については、公布の日である本日から施行することとされています。

また、本日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成26年政令第225号。以下「整備政令」という。)及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(平成26年厚生労働省令第71号。以下「整備省令」という。)があわせて公布され、本日から施行することとされています。

本日から施行することとされている、医療介護総合確保推進法の一部の事項、整備政令及び整備省令の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村(特別区を含む。)、管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医療介護総合確保推進法のうち、本日から施行することとされている事項以外の主なもの及び検討規定については、(別紙)の内容となっております。

## 記

### 第一 医療介護総合確保推進法の一部の施行について

#### 1 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正（医療介護総合確保推進法第1条関係）

##### （1）改正の趣旨

高齢化の進展に伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる中、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保する必要がある。

今回の改正は、こうした観点から、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するものである。

##### （2）改正内容

###### ア 題名に関する事項

題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改正するものとする。 （題名関係）

###### イ 総合確保方針に関する事項

厚生労働大臣は、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）を定めなければならないものとする。

総合確保方針においては、①医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項の基本方針及び介護保険法（平成9年法律第123号）第116条第1項の基本指針の基本となるべき事項、②公正性及び透明性の確保その他基金を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項等を定めるものとする。 （第3条第1項から第3項まで関係）

###### ウ 都道府県計画及び市町村計画に関する事項

都道府県及び市町村は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療及び介護の総合的な確保のための事業（居宅等における医療の提供に関する事業、公的介護施設等の整備に関する事業、医療従事者及び介護従事者の確保に関する事業等）の実施に関する計画（以下、都道府県が作成するものを「都道府県計画」と、市町村が作成するものを「市町村計画」という。）を作成することができるものとする。

また、都道府県計画を作成するに当たっては、医療計画及び都道府

県介護保険事業支援計画との整合性を図るものとし、市町村計画を作成するに当たっては、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図るものとする。 (第4条及び第5条関係)

#### エ 基金に関する事項

都道府県が、都道府県事業に関する経費を支弁するため基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の3分の2を負担するものとする。 (第6条関係)

また、当該基金の財源に充てるため、国が負担する費用については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号) の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。 (第7条関係)

### 2 その他の法律の一部改正

#### (1) 診療放射線技師法 (昭和26年法律第226号) の一部改正 (医療介護総合確保推進法第12条関係)

診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査 (コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。) その他の厚生労働省令で定める検査のため、100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合は、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施できるものとする。 (第26条第2項第2号及び第3号関係)

#### (2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第125号) の一部改正 (医療介護総合確保推進法第24条関係)

介護福祉士の資格取得方法の見直しに関する改正規定の施行期日を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に改正するものとする。 (附則第1条関係)

### 3 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置

#### (1) 施行日である本日前に、医療介護総合確保推進法第1条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第1項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等の実施に要する経費については、国は、同条第3項の規定により交付金を交付することができるもの等とすること。 (医療介護総合確保推進

法附則第3条第1項関係)

- (2) 医療機関の施設及び設備の整備に関する事業で、地域医療構想が医療計画において定められるまでの間に、総合確保方針に基づき、都道府県が、地域における医療の確保のために必要があると認めて都道府県計画において定めるものについては、当該事業を医療介護総合確保推進法第1条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「新医療介護総合確保法」という。）第6条に規定する都道府県事業とみなして、新医療介護総合確保法の規定を適用するものとする。こと。（医療介護総合確保推進法附則第4条関係）

## 第二 整備政令の施行について

- 1 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行令（平成元年政令第205号）の一部改正（整備政令第1条関係）

- (1) 題名に関する事項

題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令」に改正するものとする。こと。（題名関係）

- (2) 基金の財源に係る国の負担に関する事項

都道府県が設ける基金の財源に係る国の負担は、都道府県事業の内容、これに要する経費の額及び当該基金により支弁する経費の範囲その他の事情を勘案し厚生労働大臣が定めるところにより算定した当該基金の財源に充てるために必要な資金の3分の2に相当する額とするものとする。こと。（第3条関係）

- 2 その他関係政令の一部改正（整備政令第10条等関係）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第84号）その他の関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。こと。

## 第三 整備省令の施行について

- 1 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）の一部改正（整備省令第1条関係）

- (1) 題名に関する事項

題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則」に改正するものとする。こと。（題名関係）

- (2) 居宅等における医療に関する事項

新医療介護総合確保法第4条第2項第2号イの「居宅その他厚生労働

省令で定める場所」について、「厚生労働省令で定める場所」を次に掲げる場所とするものとする。 (第3条関係)

ア 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の4に規定する養護老人ホーム

イ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

ウ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

エ 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

オ アからエまでに掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設以外の場所

2 介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) の一部改正 (整備省令第2条関係)

医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正後の介護保険法第51条の3第1項及び第61条の3第1項の規定により、特定入所者介護 (予防) サービス費の支給に当たり資産をしん酌することとしている (平成27年8月1日から施行: 医療介護総合確保推進法附則第1条第4号)。

これに伴い、本年7月1日に行う特定入所者介護 (予防) サービス費の支給に係る認定について、平成27年7月末日までの13ヶ月間を対象として行う特例措置を設けるものとする。 (附則第27条から第30条まで関係)

3 診療放射線技師法施行規則 (昭和26年厚生省令第33号) の一部改正 (整備省令第4条関係)

新設される診療放射線技師法第26条第2項第2号の「厚生労働省令で定める検査」 (医師又は歯科医師の立会いがなくても、診療放射線技師が一定のエックス線を照射することができる検査) は、胸部エックス線検査 (コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。) とするものとする。 (第15条の2関係)

4 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令 (平成23年厚生労働省令第132号) 等の一部改正 (整備省令第9条関係)

介護福祉士の資格取得方法の見直しに係る改正規定の施行期日を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に改正するものとする。 (附則第1条関係)

5 その他（整備省令附則第2条から第4条まで関係）

医療介護総合確保推進法附則第13条又は第20条第1項により、介護予防・日常生活支援総合事業又は地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされる規定の適用を希望しない事業者における医療介護総合確保推進法附則第13条ただし書又は第20条第1項ただし書に規定する別段の申出の方法を定めるものとする。